

第3次南部町ヒューマンプラン

女も男も 自分らしく
輝け！なんぶ！



2018年10月

南 部 町

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、1999年6月に「男女共同参画社会基本法」、2002年3月に「山梨県男女共同参画推進条例」が制定され、本町でも2004年7月に「第1次南部町ヒューマンプラン」を策定、2005年3月には「南部町男女共同参画推進条例」を制定しました。

その後、2013年10月に「第2次南部町ヒューマンプラン」を策定し、様々な啓発活動を行ってきましたが、除々に意識改革ができていると感じる部分や、昔からの社会的慣行がまだ根強く残ると感じる部分もあります。

本町では今後、中部横断自動車道の開通に伴い、交通アクセスが良くなり新たなライフスタイル・多様な働き方も想定されるところです。このような社会環境の変化などを見据え、2018年10月に「第3次南部町ヒューマンプラン」を策定します。

2 計画の期間

計画の期間は、2018年10月から2028年9月までの10年間とします。
※社会情勢の変化などに合わせ見直しを行うものとします。

3 計画の性格

- この計画は町政運営の基本方針である「第2次南部町総合計画」の基本構想である「郷土愛を持つ人づくり」に位置づけられ男女共同参画に関する施策の基本指針となるものです。
- この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国や県の男女共同参画計画を踏まえ策定しました。
- この計画は、第2次南部町ヒューマンプランをもとに策定され、新たな取り組みを取り入れつつ計画するものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけています。
- この計画の基本目標Ⅱの「互いに支えあう社会づくり」、Ⅳの「ゆとりある労働条件づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置づけています。

基 本 理 念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

責 务

町

基本理念を踏まえた施策を総合的に策定し実施
地域の特性を生かした施策の展開

町 民

あらゆる分野において
男女共同参画の推進に
協力

事業者

仕事と家庭の両立が図れる
よう職場環境を整備

男女共同参画審議会

基本的施策

- ・基本計画の策定
- ・町民及び事業者相互の連携と協力を図る
- ・啓発活動や学習の機会などの提供
- ・町民等の活動に対する支援・財政上の措置
- ・調査研究

負担をバラバラに
担うと不安定に…



一緒に担うことで
補い合える



男女共同参画社会が実現すると

家庭生活の充実・職場に活気・地域力の向上

町民一人ひとりが豊かな人生を送れる町



基本目標

重点目標

I、男女共同参画（注1）をめざす意識づくりと人権の尊重

①男女平等を基礎とした人権意識の高揚

②社会慣行の見直し

③男女共同参画を推進する教育・学習の充実

④男女間におけるあらゆる暴力の根絶

II、互いに支えあう社会づくり

①政策・方針決定の場への女性参画の促進

②地域社会への共同参画の推進

③国際交流の推進

III、潤いある住みよい町づくり

①地域交流を活かし自ら学ぶ町づくり

②文化の香り豊かな町づくり

③自然や生活環境を大切にする町づくり

IV、ゆとりある労働条件づくり

①男女雇用平等の推進

②生活を尊重した労働条件と環境整備

③自営の農林業・商工業等における男女の就業環境の整備

V、健康で安心して暮らせる環境づくり

①子育て支援策の充実

②高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

③心と体の健康保持と増進

(注)については一括裏面に紹介しています

具体的目標

- 1)個人の尊重と男女平等をめぐる人々の人権意識の向上と普及
- 2)性別による役割分担意識の改革
- 3)メディアにおける人権の尊重

- 1)地域及び家庭における慣習の見直し
- 2)職場における慣行の見直し

- 1)学校における教育・学習の充実
- 2)生涯にわたる学習活動の推進
- 3)家庭内における男女共同参画の推進

- 1)あらゆる暴力（DV等）の根絶（注2）
- 2)犯罪・暴力の防止対策の推進

- 1)町政への女性の参画
- 2)女性職員の管理職への登用
- 3)女性の人材育成
- 4)女性起業家への支援

- 1)地域おこし・町づくりでの男女共同参画の推進
- 2)防災・災害復興体制の確立

- 1)国際交流、国際協力活動等への参画推進
- 2)国際理解教育の推進

- 1)生涯学習の充実を図る

- 1)優れた芸術に触れる機会の場をつくり、多様な文化活動の推進を図る
- 2)伝統行事や年中行事の継承に努める

- 1)水と緑との共生を図る

- (1)男女雇用機会均等法の周知と履行の推進
- (2)職業相談及び情報提供の拡充
- (3)職場内における個人能力発揮の推進
- (4)妊娠・出産等における健康支援 (5)セクハラ・パワハラ等暴力の根絶

- (1)育児や家族の介護を行う労働者が働きやすい環境整備
- (2)労働時間短縮の促進

- (1)パートナーシップ確立への支援
- (2)自営業者間の交流とネットワークづくり
- (3)家内労働者の労働条件の改善

- (1)子育て支援の充実とネットワークづくり
- (2)延長保育の充実
- (3)障害児保育の充実
- (4)学童保育の維持継続
- (5)子どもへの虐待・暴力的行為の根絶

- (1)高齢者・障害者の社会参画への機会の提供
- (2)高齢者や障害者を支える地域のケアシステム及びネットワークづくり
- (3)福祉施設の整備拡充

- (1)市民の心と体の健康づくり支援
- (2)地域医療体制の拡充
- (3)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（注3）

①

- ・友人、知人へ声かけをし、講演会、講座、標語づくり等へ積極的に参加しよう
- ・家庭、社会、地域での男女の仕事や役割について考えよう
- ・メディアの表現が適切かどうか見よう

②

- ・家事、育児、介護など、互いに助け合おう
- ・町政への女性の参画を推進しよう
- ・地域・自治活動のリーダー、役職に男女の区別なく参加しよう
- ・職場での仕事内容が性別で決まっていないか、見直そう

①

- ・管理職・行政委員・審議会など、男女バランスと格差の見直し、参画者を支援しよう
- ・職場技能の向上と男女差別撤廃へ支援しよう
- ・講座、研修会へ積極的に参加しよう
- ・地域発展のために起業家を支援しよう

①

- ・文化活動、指導、育成活動、ボランティア活動に積極的に参加しよう

②

- ・文化講演会への参加、その運営に携わってみよう
- ・各種行事と継承技能の活動に参加し、伝統文化を継承しよう

①

- ・自分の職場環境を家族で話し合う機会を作ろう
- ・働く場所の情報交換をしよう
- ・出張相談の機会を積極的に利用しよう
- ・自分のスキルの情報発信をしよう
- ・男女の特性をお互いに認め合い、仕事への意欲の増す職場づくりに協力しよう
- ・職場の環境改善へ協力と提案をしよう

①

- ・子供たちに積極的に声をかけ地域全体で見守ろう
- ・昔からの遊びや物づくりを子供たちに伝え育んでいこう
- ・生活環境の変化により様々な生活スタイルがあります。子育て経験者から話を聞いたりして取り入れられる施策は積極的に活用しよう

②

- ・各種イベントに積極的に参加しよう
- ・支援が必要な人に対して自分にできる働きかけをしよう

できること

③

- ・保護者会、PTA活動で男女共同参画の教育に関心を持とう
- ・いろいろな講座や、セミナー、学習会を活用しよう
- ・家庭、仕事、地域活動などについて、家族で話し合おう

④

- ・一人で悩まず、まずは専門機関（注5）に相談しよう。気づいた周囲も被害者保護のため関係機関に相談しよう
- ・防止対策教育などでセクハラをさせない環境作りを行おう

②

- ・自己啓発のための講座、ボランティア活動等に積極的に参加しよう
- ・地域防災に女性の力も活かそう

③

- ・各国の文化を尊重し、ともに暮らし、協力し合おう
- ・外国の風習、語学等を積極的に学ぼう

③

- ・環境保護活動に積極的に参加しよう
- ・資源の分別と再利用に協力しよう
- ・不法投棄をしない、させない、見かけたら役場へ連絡しよう

②

- ・現在のワークライフバランス（注4）を家族で話しあい、偏りがあるようであれば見直して行こう
- ・家庭の仕事が女性に偏らないように育メン・家事ダンとして育児・家事を進んで行おう
- ・自分の労働諸条件（労働時間など）を見直し改善の努力をしよう

③

- ・パートナーとしてお互いに協力し合おう
- ・交流の場へ積極的に参加し、情報交換できるネットワークを広げよう
- ・常に家庭内のより良い労働条件を話し合おう

③

- ・アルカディアスポーツセンター等を活用した健康づくりに積極的に参加しよう
- ・悩み事を抱えます周りの人や相談会などを活用し相談しよう
- ・健康診断を受診し、自分がどんな状態なのかを把握して健康づくりに活用しよう

☆各種イベント☆

文化協会・南部町いきいき大学・公民館講座・各種スポーツ教室 等

問い合わせ先

・南部町教育委員会 生涯学習課

☎ 0556-64-3115（直通）

・アルカディアスポーツセンター

☎ 0556-64-3113

男女共同参画で使用される用語について

注1:男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

注2:ドメスティックバイオレンス(DV)

配偶者・パートナーからの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことです。最近では配偶者だけではなく親しい関係にある男女カップル内において、男性から女性、または女性から男性に対して行われる暴力もあり、その範囲が家庭内にとどまらない場合もあることから、これらを総称してジェンダーバイオレンスと呼ばれる場合もあります。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

注3:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、などが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

注4:ワークライフバランス

日本語に置き換えると「仕事と生活の調和」となります。

仕事がなければ経済的な自立ができず、生活でも子育てや介護と仕事の両立に悩む人が多く見られます。この仕事と生活のバランスのことをいいます。例えば仕事の量を減らして介護することや、残業時間を短くして家事を手伝う、などの例がワークライフバランスの見直しという事になります。

注5: 関連相談窓口

◆配偶者暴力相談支援センター（女性相談所） ☎055-254-8635 開催日 平日 9時～20時	◆南部町役場 総務課 ☎0556-66-3401 男女共同参画推進に係る施策等
◆女性総合相談（ひゅあ総合） ☎055-237-7830(相談専用) 開催日 平日(第2・4月曜を除く毎日) 9時～17時	◆南部町役場 福祉保健課 ☎0556-64-4836 母子保健に係る相談等
◆やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぽ ももこ」 ☎055-222-5562 開催日 平日 10時～16時	◆南部町役場 子育て支援課 ☎0556-64-4830 子育て支援に係る相談等
◆山梨県 中央児童相談所（国中地域にお住まいの方） ☎055-254-8617 ☎055-254-8620(休日・夜間緊急時) 開所日時 平日 8時30分～17時15分	◆南部警察署 ☎0556-64-0110



南部町第3次ヒューマンプラン

編集：南部町男女共同参画審議会

〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福士28505-2

TEL:0556-66-2111

FAX:0556-66-2190